

平成29年度第3回 古賀市上下水道事業経営等審議会 会議録

日時：平成29年7月25日（火）9：30～11：10

場所：市役所 第2庁舎3階 302会議室

（開会）

1. 会長挨拶

会長 それでは、古賀市上下水道事業経営等審議会の平成29年度第3回会議を開催いたします。

本日、委員8名中全員出席でございますので、会議は成立となります。

事務局から、前回の会議録及び今回の内容に関する資料が送付されておりますので、それに基づき会議を進めていきたいと思っております。

2. 付議事項

（1）第2回審議会の会議録について

会長 付議事項の（1）第2回審議会の会議録について、事務局から説明をお願いします。

下水道課長 資料3-1をご覧ください。前回の会議録をまとめております。内容の確認後、承認いただければ、正規の会議録として公表したいと思っております。

会長 前回の会議録をお読みになられて、何か委員の皆さんからご質問やご意見はないでしょうか。

委員 特にありません。

会長 それでは、特にご意見はございませんでしたので、前回の会議録については、承認されたということで、こちらで公表をお願いします。

（2）古賀市下水道事業の経営状況

会長 それでは、（2）古賀市下水道事業の経営状況について、事務局からお願いします。

下水道課長 資料3-2をご覧ください。

（P. 2）収支の見通しの追加資料として、建設改良費の国庫補助見込額を掲載しています。前回会議の中で委員さんから何か資料を、ということでご要望のあったものです。平成29年度を例にとりますと総事業費439百万円のうち単費が319百万円、国庫補助金が120百万円、これは補助事業費額ではなくて、補助金額が120百万円です。なお、この単費につきましても、平成29年度で319百万円の87%が地方債です。以後は、約95%程度に地方債が充てられています。残りの5%につきましても、地方債に該当しない計画策定等にかかる経費、具体的にはストックマネジメント計画等の地方債にはなじまない経費をあげています。補助金が低いのではないかと印象を持たれるかもしれませんが、青柳・小竹地区の整備を進めていく中で補助金を積み上げず、単費で計上しているところがあります。本来であれば補助対象になるであろうところも

比較的不利な方といたしますか、単独費、地方債を充てるかたちで試算しています。これが長期試算にどのように影響するのかというと、基本的には地方債を充てていますので、そのときの金額の不足は生じ難いと考えておりますが、借入金ではございますので、その償還が翌年度から始まっていき、そこが影響していくこととなります。地方債の管渠相当40年から50年借入れの利率が0.7%ですので、仮に1億円の借入れを行った場合、翌年度に返済する利息は約70万円です。その70万円のうち、一般会計から基準内繰入として約40%が繰り入れられることとなります。その積み上げが長期試算になっているということをご理解いただければと思います。

下段の下水道使用料回収率について。こちらも前回提示した資料の修正ですが、前回の資料では、数字が公共下水道と農業集落排水の合計でしたので、今回は公共下水道事業のみの数字を提示するとともに、前回平成28年度から34年度までの数字であったものに過去3年分の数字を追加しているところです。回収率等の見方については、前回と同じですので割愛いたします。

(P3) 上段は、汚水処理原価と使用料単価の比較表です。グラフの緑の方が汚水処理原価、汚水1m³を処理するために必要な費用、青が使用料単価で、有収水量、使用料の対象となる汚水量1m³当たりの下水道使用料収入です。下水道使用料収入を有収水量で割ったものですが、152円から179円あたりを推移し、グラフでお分かりいただけるとおり、汚水処理原価にそれが至っていない、いわゆる収入不足が生じているということになります。

ここまで、前回の審議会においてご要望のあった資料についてご説明いたしました。

(P4) 経営改善の方策です。何度も繰り返しになりますが、汚水処理費については、私費、つまり使用料収入をはじめとする下水道事業の経営に伴う収入でまかなうべきものとされています。回収するにはどのような方策があるかということ、ひとつは使用料で回収すべき経費を使用料以外の収入でまかなっていることになるということ、使用料収入を確保するという方策、二つ目は汚水処理費を経営改善等で削減していく方策、この二つの視点で経営改善を進めていかなければならないと考えております。のちほど、事務局としては使用料の改定についてご意見を頂きたく4案ほど提案いたしたいと考えております。経営改善については、今後とも進めていかなければならないと考えており、新たな技術革新についても積極的に取り組んでいきたいと考えているところです。市の処理場のスケールメリット等もありますので、先進事例等を見据えながら進めていかなければならないと考えております。古賀市の下水道事業の使用料については、前回お示した福岡県内の使用料の比較でも安い部類に入っていますし、安い使用料のなかで様々な取組をしながら経営してまいりまして、不十分ではあるかと思いますが、経営努力はしてきていると思っております。処理場につきましても、他の市町であれば、一般の職員を5～6人程度配置して民間委託を併用しながら運転管理を行っているところですが、古賀市においては、市職員は場長1名、その他は民間委託で経

営しています。経営の中身としては、終わりが無いところですが、鋭意努力していきたいと考えているところです。

下段の地方公営企業法の適用について、委員の皆さんに事前に承知していただきたいところなのですが、今までの長期試算等についての資料は官庁会計方式で作成したものです。現在古賀市では、企業会計適用に向けて準備を進めているところですが、具体的な数値はまだ把握できておりませんので、官庁会計方式での決算に基づく資料をお示ししてきました。官庁会計と企業会計の一番大きな違いというのが、使用料対象経費の考え方です。官庁会計では地方債の償還金でその年度の支出金額を算定していきますが、公営企業会計では、減価償却費ではかかっていきます。管渠を例にとりますと、減価償却は概ね50年、かたや地方債については借入期間が概ね30年、長いものでも40年であり、その期間に償還をかけていくということで、その点が若干変わっていくということになります。今後、使用料や長期試算については、3年から4年程度でローリングをかけていく必要があると思いますので、その際には企業会計を適用した数字を提示することになると思いますが、今回については、官庁会計方式での数字であるということをご理解いただければと思っております。

会長 (2) 古賀市下水道事業の経営状況について説明がございました。わからなかったところやご意見はございませんか。

委員 P3 処理原価のところについてお尋ねします。平成29年度あたりから処理原価が10円ほど上がっていますが、これは建設投資で上がっているのでしょうか。

下水道課長 ここ近年東日本大震災を受けての労務単価が大幅に上昇しており、実際には平成28年の途中からになりますが、処理場の運転管理業務委託費が上がっていることも一因かと思えます。

委員 長期契約を結んでいるということでしたが、その頃が契約の更新時期だったということですかね。

下水道課長 現在3年間の長期契約を結んでいまして、ちょうど契約更新時期にあたります。

委員 この表を見ますと、汚水処理原価と使用料単価が約30円違います。それだけ市費、行政サイドの持ち出しがあるということになりますね。それで億に近い財源不足が生じているということですね。

下水道課長 今委員からもお話があったように、汚水処理原価と使用料単価を何で補うのかということ、一般会計にお世話にならざるを得ない状況です。一般会計からも繰入が認められてはいますが、これは基準外繰入が主なもの、いわゆる赤字補填です。公営企業は独立採算でやっていきなさいとなっていますが、事業運営をしていかなければなりませんので赤字補填を一般会計に頼っているものの、そちらも財政が厳しいところですので、右から左に、とはいかない状況です。

会長 ほかに、ご質問はございませんか。

委員 P4 公営企業法の適用について、平成30年度からとっていますが、来年度からこれに移行するきっかけというか、最大の理由は何でしょうか。

下水道課長 私どもは官庁方式の予算書、決算書を見慣れているので、いわゆる企業会計方式、バランスシート等で示していくことで、市民の方もわかりやすい、また、同じような形式で示されたもの、官庁会計方式であれば同じ下水道事業でなければ比較しにくいという面があったのですが、民間企業がされている経営の中身と比較して古賀市下水道事業の短所、長所あたりが見やすくなるのが利点であると考えています。

会長 平成30年度の予算から適用されるのですね。

下水道課長 その予定で進めています。

会長 大きく数字が変わることはありますか。見やすくなるのが利点ということですが。

下水道課長 市で企業会計を採用しているのが水道課のみですので、上下水道で同じような方式であるのが望ましいということもあると思いますが、一般企業の会計と同じように行うことで、下水道会社の経営状況がどのようであるかが見やすくなると思われま

委員 P2の下段の回収率についてお尋ねします。平成28年度までは実績の数値で平成29年度からは予測の数値であろうと思いますが、この予測の根拠というか、どのような理由で数字が上下する、というのがあるのでしょうか。

また、この経費回収率は、100%が理想であるのですが、なぜ100%でないのか、理由がわかれば教えていただきたいと思います。

下水道課長 本来100%に近くなるよう収入面についても見直しをしていくべきだったのですが、料金の改定等が進みづらかったというのが1点です。使用料対象経費については、支出が上がったのが大きな要因で、運転経費が高騰したというのが一つの理由かと思いますが、また、物価上昇が反映されたのも理由のひとつではないかと思

見込をどのように立てたか、ということですが、過去の実績を見据えて定率的にあげていったもの、建設投資等の事業について金額を積み上げていったもの、それを最終的に整理したものがここに提示している数値です。一定の率であげている数値については、過剰であったり過少であったりするところがあるかもしれませんが、過去の数値を参考に積み上げています。

会長 ほかにございませんか。

委員 P2の経費回収率についてお尋ねします。前回の会議の際に、農業集落排水の数字が入っているから回収率が悪くなっていることと、前回資料のP6下段の使用料収入の見込みについては、99%回収で計算しているという風にお伺いしていたようにメモしているのですが、今回の資料で率が違うのはどうしてですか。

下水道課長 99%というのは、経費回収率ではなく、徴収率のことだと思われま

委員 徴収率と回収率の違いについて教えてください。

下水道課長 使用料として回収すべき経費のうち使用料でどれだけ回収できているかを示すものが経費回収率で、そのうち滞納する人もいるので、その使用料に対しどれだけ徴収できたかを示すものが徴収率になります。徴収率が80%であれば現金としても入ってきませんが、現在の徴収率は99%ですので、収支の見通しの際、現実の収入としては100%で計算しております。

委員 P4 公営企業法の適用についてお尋ねします。使用料対象経費の算出方法について、地方債元金償還金から減価償却費に変わる事で、使用料対象経費がどの程度かわってくるかという試算はされていますか。

下水道課長 現在資産調査をしながら減価償却で行った場合と、地方債元金償還金で行った場合とどの程度異なるかという試算を委託業者が行っているところですが、古賀は比較的どちらの数字も近いだろうという回答をもらっています。現実問題減価償却50年に対して元金償還30年というスパンの違いがありますので、その差は出てくるだろうと思います。いかんせん一回の借入れで50年、30年、というものではなく、毎年借り入れていっていますので、それである程度平準化されているという印象はありますが、差は出てくるだろうとは思っています。

委員 あまりにも違うようですと、現在の方式で料金改定をして、また来年も考え直さなければならぬということになりかねないという心配があるのですが。

下水道課長 現在調査をしている委託業者の意見では、そこまで大きな金額的な差はないということで中間報告を受けています。

委員 企業会計に移行して減価償却費になることで、経費の計算がしやすくなりますか。

下水道課長 そうですね。現行の地方債による計算方式でも毎年近いような金額を借りていっていますので、計算しにくいというものでもないのですが、なにぶん経験がないものでどのようになるかわかりませんが、減価償却の方がしやすいのかなとは思っております。今後、ストックマネジメント計画あたりで改築の平準化を図りながら償還の平準化も図っていく必要があるだろうと思っています。青柳・小竹地区の整備など、投資があればその分膨らむことは致し方ないだろうと思っていますが、今地方債償還のピークを迎えており、今後下がっていく、あるいは横ばいとなると認識しております。

会長 ほかにございませんか。

委員 ありません。

(3) 下水道使用料の改定について

会長 それでは、(3) 下水道使用料の改定について、事務局からお願いします。

下水道課長 (P6) これも繰り返しになりますが、汚水処理費の回収についてです。使用料でまかなうべき経費、図の上の汚水処理費、私費負担分について不足が生じれば一般会計から基準外繰入が必要になってくるということです。極力この金額については減らしてい

たいと考えています。

下段は、事務局から下水道使用料の見直しを提案したいということで、その算定期間の考え方です。一般的には2年から4年程度が適当であるとされています。後ほど提示する試算については、平成31年度から平成33年度までの3か年を財政計画期間として提案しております。2年だと短く、今後企業会計に移行することもあり、3年が妥当かと考えております。

(P7) 使用料回収期間とすれば、この四角で示した期間になります。その期間の使用料対象経費の内訳を下段に示しております。平成31年度には8,200万円、32年度には8,600万円、33年度には6,600万円の収入不足が生じるということになります。

(P8) 使用料回収についてどのように考えていくかということです。後ほど4案提示したいと思いますが、現行使用料においては、汚水処理費の使用料でまかなうべき経費について収入不足を生じているため一般会計から基準外繰入がなされています。後ほど示す1・3・4案については、市民の皆さんに負担をしていただく額が一度に増えるのもいがか、ということで率を見直し、現行より基準外繰入を縮減するという提案、第2案については100%回収するというように示しています。

(P9) 使用料の改定案を4つ提示しています。第1案については、使用料対象経費の維持管理にかかる経費と資本費にかかる経費をトータルで95%回収するというもの、改定案2については100%回収、改定案3については維持管理費分を100%、資本費分を95%回収、改定案4については維持管理費分95%、資本費分100%回収できるように改定するものです。考え方という維持管理費分は100%として、資本費分で調整するのが妥当かと思いますが、参考に示させていただいています。

(P10) 提案に基づいて試算したものを10ページに示しています。上段は計算根拠です。現行の使用料単価が167円。維持管理にかかる分と資本費にかかる分を年間有収水量で割って単価を出します。維持管理費分と資本費分をどの程度回収するか先ほどの改定案に当てはめて示したものが下段になります。

改定案1につきましては、維持管理費分、資本費分ともに95%回収、収入不足として48,176千円は残ります。改定率としては7.03%で、改定後の単価は179円、標準家庭使用料が、現行使用料では2,775円に対して2,970円にまでアップすることになります。改定案2につきましては、維持管理費分資本費分ともに100%回収改定率12.7%、改定後単価188円、標準家庭使用料が3,126円となります。改定案3につきましては、維持管理費分100%、資本費分を95%回収、収入不足が39,565千円、改定率8.0%、改定後単価180円、標準家庭使用料2,998円です。改定案4が、維持管理費分95%資本費100%回収、収入不足8,611千円、改定率11.7%、改定後単価が186円、標準家庭使用料が3,098円です。前回の会議でお示しした総務省の基準が月20m³当たり3,000円でしたので、標準

家庭使用料も提示しております。参考資料として計算根拠を示しておりますので、ご参照ください。使用料を改定することで、一般の皆様にもご負担いただかなければならないこととなります。先ほど申し上げたとおり、一時期に回収しようとする金額が激変することになり、負担がかかりやすいということで、この4案をお示したところです。下水道を使用される立場での感覚も含めご意見をいただければと思います。

もちろん、使用料対象経費を使用料で100%回収し経営を行っていくのが理想のかたちだと認識はしております。今回ご説明してきたとおり、回収ができていませんので、今後、3～4年のサイクルで使用料を見直していかなければならないと考えておりますし、今回100%回収するというのも一つの手段だと思っておりますし、段階的に改定していくというのも一つあると思っております。

会長 下水道課長から、改定の考え方や改定するとすればいくらになるか具体的な数字が示されましたが、なにかご意見はございますか。

委員 そもそも、この基準外繰入金額には、限度額のようなものはあるのですか。

下水道課長 はっきりした数字はないのですが、一般会計の財政状況にもよりまして、現状よりは減らしていきたい、というところです。

委員 それは理解できるのですが、どの程度減らさなければならぬかによって、率は変わってくるように思います。市民の方も、われわれ企業も安いに越したことはないのですが、それで不足分を一般会計から繰り入れれば本末転倒なのですよ。

下水道課長 そうですね。一般会計は、一部財政調整基金を取り崩して予算編成をしているのが現状です。少子高齢化が進む中で扶助費、子育て支援に関する経費や高齢医者の医療費の補填あたりが高騰しており、一般会計も厳しい状況です。下水道は独立採算でやっていくのが前提というのが基本的な考え方ですが、今はお世話になっているというところです。

委員 何年以内に回収をしなければならないので、このように改定しましょうというのであれば、ある程度道筋も見えますと思います。短期に回収するのが理想であるというのは重々わかるのですが、どの程度のスパンで考えればいいのかというのがよくわかりません。

委員 回収率が100%になっても、財源不足というのは解消されないのでしょうか。

下水道課長 100%回収すれば、私費で払っていただく分の不足は解消されます。一般会計から義務として繰り入れる分、雨水に関する経費やその他の経費で繰入が認められている基準内繰入については継続しないと、本来繰り入れるべきものにまで使用料を充てると逆の話になりますので、そちらについては継続していきます。言い方をかえると基準外繰入は、一般会計からの補助金のような意味合いがありますので、どの期間でそれを解消するかというのがありますが、減らしていかなければならないと考えています。

委員 その基準外繰入を削るために改定をしたいということですよ。改定の理由としては、滞納する方がそれだけいらっやって、その分が響いているということですか。そうで

はなくて、全体的な話ということによろしいですか。

下水道課長 使用料の徴収率は99%程度ですので、そこまではありません。もちろん滞納される方はいらっしゃいますが、仮に100%徴収した場合の数字で全て算定しています。

委員 平成30年度に公営企業に移行するという出されていましたが、完全な独立採算を目指すということですね。

下水道課長 原則はそうなります。

委員 水道事業は公営企業でされていますが、水道の方は、一般会計からのそういった繰入金はないですね。

水道課長 はい。基準内の消火栓等にかかる経費のみ繰り入れられており、基準外はありません。

委員 それが本来の地方公営企業であると思います。今一般会計の繰入金に頼っていけば将来的に市の財政を圧迫していくという考えから出されていると思います。対象経費の見直しを見ていて思うのですが、算定期間の使用料収入は同額であげておられますよね。整備を進めて区域の拡大がはかられますので、多少なりは上がっていくことになるのかなとは思いますが、汚水処理原価と使用料単価を見ると約15%の開きがあります。その分市からの持ち出しでまかなっているという事で、その分を回収したいというのは十分理解できますが、あまりにも上げられると市民の方も苦しいというのもあるでしょうから、下水道事業の方も努力されながら、改定についてご検討いただければと考えています。

下水道課長 委員のご指摘のとおり算定期間中、収入は上がっていくであろうというのは、予想されているところですが、実際、青柳・小竹地区の整備をした分の使用料は、算定期間中に入ってくるには至りません。今の使用料収入は、ほとんど横ばいです。節水型家電の普及が進み、人口についても微増ということで、確かに世帯数は増えて1人住まいの小口の利用者の方は増えてきていましたが、数字としては落ち着いてきています。下水道計画においては、収入の増はなかなか難しいと考えております。使用料の伸びについては、実際決算が見えてくれば修正が発生してくると考えておりますし、現在の使用料についてしっかり担保していくことも必要であると考えております。

前回の会議の中で、平成20年度にも同様に経営等審議会をさせていただいたときの答申書をお配りしましたが、そのときの考え方は、使用料対象経費の維持管理にかかる分は100%回収し、資本にかかる分は90%回収することとして、現行比の7.5%を改定するということでした。

前回の会議の資料2-3のP2で標準家庭使用料の他市の状況をお示しております。このあたりや総務省基準の3,000円も判断材料になろうかと思っております。

委員 福岡都市圏の近隣の料金表についてですが、これに上げられている中で、古賀と同様の単独下水道、つまり自治体独自で処理場を持っているところとの比較でいうと福津市、宗像市、糸島市で、どこも3,000円程度の料金設定になっているのが見受けられま

す。その他は、流域下水道といって、県や複数の自治体で処理場を管理して流域で処理場を運営しているところだと思います。

下水道課長 はい。P 2（資料 2－3）に色分けしておりますが、緑が単独下水道、黄色が流域下水道になります。

会長 古賀は安いほうですね。そのほかの市は、一般会計からの繰入金が少ないのでしょうか。

委員 実際見聞きしたところによると、ほかの市ではもっと繰入金が多いところが多いです。基準外というよりも名目を変えて繰り入れてもらっているといったようなこともあります。

下水道課長 この表は単独下水道と流域下水道の区別で示しておりますが、古賀は比較的早い時期に下水道事業に着手してきておりますので、処理場の躯体についての償還が終わっていること、機械については更新をかけていっていますが、整備が早かったことで有利な面はあります。

委員 デメリットもありますよね。機械関係は 10 年くらいでかえなければならないものもありますので、その面で改築や更新に費用がかかります。

下水道課長 それに加えて、古賀には古くからの合流式管渠もありますので、大きな管渠も今後更新していかなければならないという懸念があります。

委員 合流式であれば、維持管理の面で改修を行う際には雨水公費の原則がありますので、雨水の割合分については、基準内繰入でお金が入ってくるのですよね。

下水道課長 おっしゃるとおりです。

委員 不明水の原因の一つでもありますので、処理場の処理原価が高くなる要因の一つでもありますね。回収率から言えば実際平成 31 年から 34 年の中で 15～20%程度不足しているという状況がありますので、やむを得ない部分もあると思いますが、不明水の解消をはかることで汚水処理費を少しでも削減していくことができると思いますので、料金改定の際もその点については少し勘案していただければと思います。

下水道課長 はい。

委員 改定案のそれぞれの改定率についてですが、平成 28 年度の収入の実績と平成 31 年度から 33 年度までの予測で比較してあります。対象経費の表を見ると、平成 28 年度は実際の使用料収入、平成 31 年度から 33 年度までは予想されている 100%の使用料対象経費の額が使われています。算定の根拠が違うので、もし正しい改定率を出すのであれば、どちらかにあわせる必要があるのではないかと思います。平成 28 年度の使用料対象経費を使用して出してみると、改定率が全ての案において下がるという結果になり、値上げ幅も下がることになりました。比較対象を統一しないと正しい算定ができないように思いますが、いかがでしょうか。

委員 委員が言われているのは、使用料対象経費のところ、平成28年度は885,160千円、使用料収入が855,250千円、実際に書かれているのは、使用料単価を出すときに使われる式で算出されているのに対し、四角の中は使用料対象経費で出されているため比較の仕方が違うのではないかとというご指摘で、収入ではなく、平成28年度についても対象経費である885,160千円を使用して出すべきではないかということです。そのように算出すれば、平成28年度の単価が上がるのではないかと。

下水道課長 精査いたします。

会長 それでは、次回整理してお出しいただけますか。

下水道課長 はい。

会長 ご説明のあった改定のことについて、ほかにご意見はございませんか。どれが正しいというのはありませんので、あとは考え方ですね。バランスを見て、この辺がいいかなということになるだろうと思います。

委員 改定案それぞれの標準家庭使用料について、消費税は入った額ですか。現行使用料である2,775円というのは税込の額だと思いますが。

下水道課長 税込の額です。2,775円に単純に改定率をかけてしております。改定案1で申し上げますと、現行2,775円×1.0703で、2,970円としております。

委員 改定後の単価も税込の額でしょうか。

委員 使用料対象経費は、全て算定する際に消費税込で算定しているのではありませんか。収支のときは、税額まで全て含めていると思いますが。

下水道課長 おっしゃるとおりです。税込の額となります。

委員 改定案の根拠となる主な資料として、P7の使用料対象経費とP6の汚水処理費の回収というのが今回のメインの資料になると思います。その中でわかりにくいのが「収入不足」という用語の使い方で、P7の収入不足は、使用料対象経費の中の使用料収入で回収できていない分、P6にも同じように収入不足という言葉があり、それはイコール基準外繰入ということによろしいのですか。

下水道課長 収入不足を繰上充用等で赤字計上しているわけではなく、歳入歳出のバランスをとっておりますので、赤字分については、基準外繰入として充当しているということです。

委員 われわれが料金改定の際問題とするのは、この収入不足イコール基準外繰入という理解でよろしいですか。

下水道課長 はい。本来は赤字額ですが、赤字のままでは運営に支障が出るということで、一般会計から基準外として繰り入れてもらっていますので決算的なバランスは取れているのですが、実質はそこに補填されているということです。

会長 その基準外繰入を極力小さくするということですね。

下水道課長 はい。

会長 ほかにご意見やご質問はありませんか。資料を持ち帰って各自勉強することになると思っています。

改定案1から4まで提示されていますが、2以外は収入不足が残ることにはなりませんね。

下水道課長 算定期間の中での回収率を100%にするのが理想ではございますが、今回料金を改定して終わりとは考えておりません。今後またローリングをかけていかなければならず、今回改定すれば次回は改定率が下がるかもしれませんし、バランスが取れているかもしれません。100%回収となると負担が大きいので委員の皆さんの忌憚のない意見を出していただいて決めさせていただければと思います。

会長 ほかにご意見はございませんか。

下水道課長 先ほどの改定率の考え方で一点確認させていただきます。平成28年度決算の使用料収入を年間有収水量で割ったという考え方と、平成31年度から33年度までの使用料対象経費のレベルをあわせるべきというご指摘でよろしいですか。

委員 はい。

下水道課長 あくまで現行の使用料単価と比較して、ということになるかと思しますので、平成28年度の使用料単価と言え、使用料収入、使用料調定額を年間有収水量で割ったものがその年度の使用料単価になると思います。算定期間の使用料対象経費を年間有収水量で100%回収した場合の単価が改定案2で示している188円です。

建設産業部長 委員が言われているのは、算定期間についても、使用料収入を割るべきではないかということですね。使用料収入で割ると、収入不足分が入っておりませんので、赤字は必ず残ります。その収入不足分を含んだ形で、平成31年度から33年度までの分を年間有収水量で割っていますので、本来赤字を解消するためにはこれだけの使用料収入が必要ですよというのを出しているのが、改定案のところですね。これを使用料収入だけで割ってしまうと、今までとかわらない、赤字がずっと残っていくということになります。

委員 数字を比較する際には基準がひとつでないとは比較できないのではないかと思いますので、それで申し上げました。

下水道課長 100%全て回収している年度が続いたとして、このときの使用料単価を比較しましょう、というのであれば、おっしゃるようにそろえていくことで使用料対象経費と年間有収水量で比較できると思いますが、今回申し上げているのが、平成28年度ベースに赤字があります、この分しか頂いていません、という単価と、平成31年度から33年度までの単価は赤字を解消する単価とを比較しています。その比較のあり方といいますか、100%回収したという使用料単価を出して赤字がないことを前提にして比較をしておりますので、その点についてわかりにくかったかなと思います。

委員 実績の方を同じように割ってこれだけ補填してもらっています、という表に変えてはいかがでしょうか。

建設産業部 あわせるのであれば、使用料収入額を有収水量で割って、収入不足額についても同じように割ってこれだけ赤字が出ますと表現しましょうか。

委員 平成28年度は885,160千円を基準にして、現状の差額が繰入している額なのでこれが0になるためには単価がいくらになりますというのを平成31年度から33年度まで示していただければいいかと思います。

下水道課長 承知しました。わかりやすいようにいたします。

会長 今日のところではほかにご意見等はよろしいですか。

委員 ありません。

3. その他連絡事項

会長 それでは、その他連絡事項ですが、事務局からなにかございますか。

下水道課長 事務局からご説明するものは以上でございます。長期試算についてお示しし、事務局としては収入の方に着手せざるを得ないだろうということで提案させていただいております。これについて皆様のご意見をまとめていただき、答申というかたちでまとめる作業に入っていただければと思っております。全体の中でお気づきになったこともご意見として入れていただくこともよろしいかと思ひますし、提案いたしました使用料改定案についても検証していただきたいというのも事務局の願ひでございますので、会議が予定されているのがあと2回です。次回の会議では皆さんの意見を出していただいて、その意見をもんでもらうといひますか、議論していただければと思ひているところでございます。それを答申というかたちでまとめて、それを皆さんで確認していただくのが最終的な会議での作業になろうかと思ひます。

会長 次回以降の進め方についてのお話がありましたが、それについてはよろしいですか。

下水道課長 お気づきの点、ご意見を色々出していただき、それについて議論していただきたいと思ひますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

会長 そのほか、事務局から連絡はありますか。

下水道課管理係長 事務連絡をいたします。次回、第4回会議の資料につきましては、会議録をまとめ次第、事前に送付させていただきたいと思ひしておりますが、先ほどご指摘のあった、わかりやすく改良した資料もあわせて送付させていただければと思ひしております。ご覧頂いてそれについても次回会議の際に会議録とあわせてご意見をいただくということでもよろしいでしょうか。基本的には、ご意見を頂きたいのは、今回お示しした4つの改定案についてということで、その補足になる資料を会議録と一緒に送付できればと思ひますが、よろしいでしょうか。

会長 皆さんそれでよろしいですか。

委員 数字が大きくて少し理解しにくいのですが、どれだけ上がることで下水道事業として成り立っていくのか、どこまで上げればいいのか見えないので、それでこちらで話し合っ

てよろしいのでしょうか。ここまでは上げてほしいというような希望はあるのでしょうか。

下水道課長 事務局として4案提示しておりますので、これについて率直なご意見を頂いて考えをまとめていただければと思います。事務局としてこれをお願いしたいというのを示させていただければと思いますので、それでいろんなご意見もあろうかと思いますが、皆さんがお考えのところで、事務局の案をお示ししてご議論いただくということでよろしいでしょうか。

会長 はい。

下水道課管理係長 また、今回の会議に伴う報酬等については、8月9日に口座に振り込み予定としておりますので、ご確認いただければと思います。事務局からは以上です。

会長 次回は、8月9日水曜日、9時30分からです。それでは、これで平成29年度第3回古賀市上下水道事業経営等審議会を終了いたします。ありがとうございました。